

柏市土木設計業務委託検査要領

令和 7 年度版

柏 市

目 次

第 1 条 趣旨	1
第 2 条 定義	1
第 3 条 検査の事務	1
第 4 条 検査の種類	2
第 5 条 検査の体制	2
第 6 条 検査の手続き等	2
第 7 条 検査の立会い	3
第 8 条 検査の方法	3
第 9 条 報告	3
第 10 条 修補等	3
第 11 条 認定通知等	4
附則	4

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市財務規則第152条第1項に定める検査のうち、建設事業に係る土木設計業務委託について、予算執行者の命を受けた検査職員が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

(1) 建設事業に係る土木設計業務

土木設計の建設コンサルタント業務をいう。

(2) 専門検査職員

総務部技術管理課（以下「技術管理課」という。）勤務を命じられた職員をもって充てる土木設計業務委託検査職員（以下「検査職員」という。）をいう。

(3) 臨時検査職員

市長が職員の中から任命する検査職員をいう。

(4) 指定検査職員

予算執行担当課長（以下「担当課長」という。）が所属職員の中から指名する検査職員をいう。

(5) 指定部分

土木設計等業務委託契約書（以下「契約書」という。）第24条第1項に規定する指定部分をいう。

(6) 修補

契約書第22条第5項に規定する修補をいう。

(7) 受注者

契約書に記載する受託者をいう。

(8) 委託業務完了通知書

契約書第22条第1項に規定する業務完了通知書をいう。

(9) 成果品

契約書第1条第2項に規定をする成果物をいう。

(検査の事務)

第3条 総務部長は、この要領に定める検査に係る事務を総括する。

2 技術管理課長及び担当課長は、検査職員の指定及び委託業務の

完了（出来形）の認定等の事務を行うとともに検査職員を指揮監督する。

- 3 検査職員は、技術管理課長及び担当課長が検査ごとに指定し、検査及びこれに係る事務を行う。

（検査の種類）

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査

委託業務の完了を確認するための検査をいう。

- (2) 出来形検査

委託業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において委託業務の既済部分（性質上可分の委託業務の完済部分及び指定部分の完了部分を含む。）を確認するための検査をいう。

ただし、完了検査に先立って引渡しを受けるときは「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除をするときは「出来形（打切り精算）検査」とする。

（検査の体制）

第5条 検査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査職員 業務委託料が150万円を超える土木設計業務委託の検査

- (2) 臨時検査職員 業務委託料が150万円を超える土木設計業務委託のうち、技術管理課長が指定する土木設計業務委託の検査

- (3) 指定検査職員 業務委託料が150万円以下の土木設計業務委託の検査

（検査の手続き等）

第6条 担当課長は、業務委託料が150万円を超える土木設計業務の委託契約を締結したときは、委託業務契約締結通知書（第1号様式）に設計図書、着手届（委託）、その他関係書類を添付し、20日以内に技術管理課長に通知しなくてはならない。

- 2 検査は、担当課長が受託者から委託業務完了通知書もしくはこれに代わる検査願届を受理した日から起算して10日以内に完了し、当該検査結果を通知（第8号様式）するものとする。

- 3 担当課長は、指定検査職員に検査の実施を命じ（第5号様式）、

又は技術管理課の検査職員が行う検査について、検査願届を受理した日から3日以内に委託業務検査実施依頼書（第2号様式）により技術管理課長に検査の実施を依頼するものとする。

- 4 技術管理課長は、前項の依頼があったときには専門検査職員に検査の実施を命じるとともに委託業務検査実施通知書（第3号、第4号様式）により担当課長及び受託者に検査実施日時を通知するものとする。

（検査の立会い）

第7条 検査には、担当課長もしくは担当課長が命ずる副主幹以上の職員並びに当該検査に係る委託業務の受注者及び管理技術者又は業務主任技術者等を立ち合わせるものとする。

（検査の方法）

第8条 検査は、「契約書、図面、仕様書、質疑回答書」（以下「契約図書」という。）、柏市委託土木設計業務検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、合否を判定するものとする。

- 2 土木設計業務において、建築及び設備設計が含まれる場合の検査は、技術管理課職員合同又は担当課職員合同の検査とすることができる。

（報告）

第9条 検査職員は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に委託業務検査報告書（第7号様式）に下記関係書類を添えて、技術管理課長又は担当課長に復命するものとする。

- (1) 修補の場合は、委託業務検査報告書に替えて委託業務修補指示書（第6号様式）

（修補等）

第10条 技術管理課長または担当課長は、検査職員が行った検査により、成果品が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、修補指示書（第6号様式）により修補を受託者に指示するものとする。

- 2 修補の検査は、第6条（検査の手続き等）、第7条（検査の立会い）、第8条（検査の方法）及び第9条（報告）の規定を準用するものとする。

(認定通知等)

第 1 1 条 市長は、検査職員が行う当該検査に係る委託業務の完了
(出来形)について認定するものとする。

2 市長は、第 1 項の認定をしたときは、委託業務検査通知書(第
8 号様式)により受託者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 5 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条、第 6 条の規定は、この要領の施行の日(以下
「施行日」という。)以後に委託施行伺を起票した土木設計業務
委託について適用し、施行日前に委託施行伺を起票した土木設計
業務委託については、なお従前の例による。